

## 一般社団法人神奈川県剣道連盟審議員会規則(案)

第1条 審議員は会長の付託により審議員会において称号および段位の進達推薦につき審議する。

第2条 審議員は役員選出規則により選出および解任される。

第3条 審議員会は会長、剣道範士、居合道代表者、および杖道代表者により構成される。

2 検討事項提案、説明等のため会長も陪席できる。

3 議題提案議事録作成のため事務局員が陪席することができる。

第4条 審議員会は会長がこれを招集し、構成員の過半数の出席により成立する。

ただし、正当なる手続きを経た文書(紙もしくは電子媒体)による委任状を含めることができる。

第5条 審議員会は会長が議長となる。

第6条 会長は審議内容をうけ、幹部会議において検討の上、所要の決定を行う。

第7条 定款第29条第1項及び第3項、第4項並びに第31条の規定は、審議員にも準用する。

第8条 議事録は公開不要とするが、監事および幹部会議構成員は事務局において閲覧することができる。

第9条 議事録は電子的に保管し、保管期間は10年間とする。

第10条 本委員会の議事録作成の他、事務業務は当法人事務局が担当する。

第11条 この規則の改廃は、総会の決議を経て行う。

本規約は法人設立時より有効とする。 令和00年00月00日